

■ 計画の背景と位置づけ (計画書：第1章)

日本各地において、人口減少によるまちの活力の低下、少子高齢化の進行、市街地の拡散による財政負担の増加が進行しています。このような社会・経済情勢の変化をふまえながら、効率的で持続可能なまちづくりを進めるためには、行政機能や商業・医療施設などの生活サービス施設をまちなかへ配置・誘導し、その周辺に居住を集約・誘導させて形成した拠点に、公共交通によってアクセスできるようにするなど、都市の構造を見直す必要があります。

これを受けて、都市再生特別措置法が2014年(平成26年)8月に一部改正され、都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共施設の充実のあり方について定める「立地適正化計画」が創設・制度化されました。

<計画の内容>

本計画は、以下について定めます。

◆ 立地の適正化に関する基本的な方針

都市の現状を把握し、課題を整理したうえで、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの目標、めざすべき都市の将来像を提示

◆ 居住誘導区域

人口減少社会にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を提示

◆ 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を提示

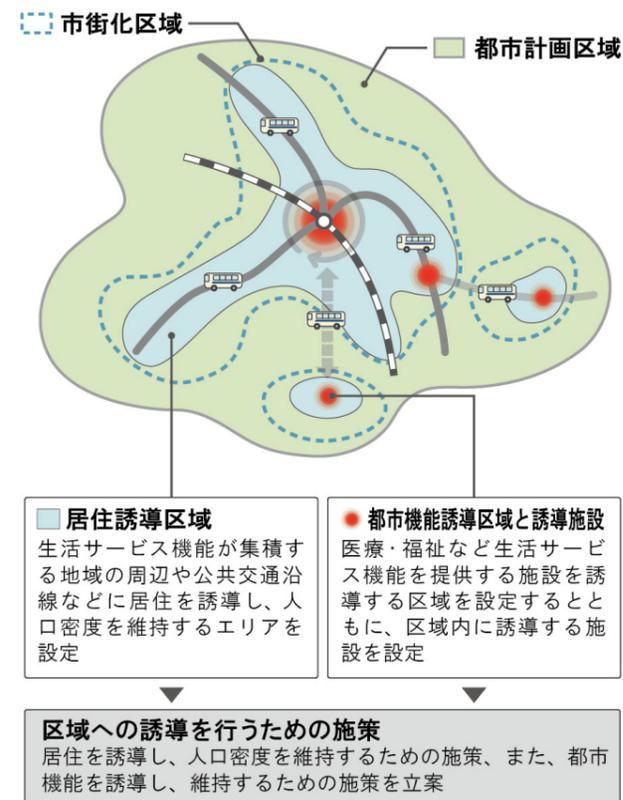
◆ 都市機能誘導施設

都市機能誘導区域において、立地を誘導すべき都市機能増進施設を提示

◆ 誘導施策

居住及び都市機能の誘導を行うための施策を提示

■ 本計画で定める内容のイメージ



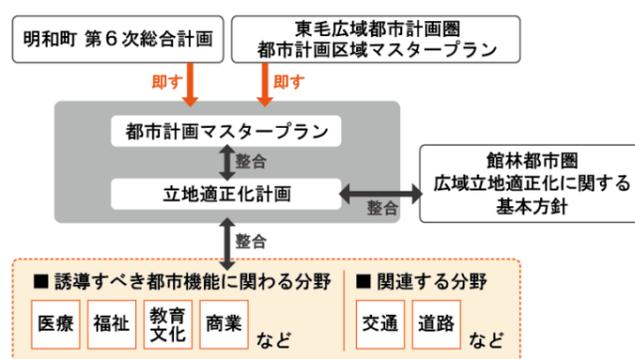
<計画の位置づけ>

「明和町第6次総合計画」「明和町都市計画マスタープラン」などをふまえるとともに、「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」など、群馬県の上位計画をふまえて定めます。

また、館林都市圏における立地適正化の方針を定めた「館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針」との整合を図るものとします。

なお、計画の目標年次は、概ね10年後の「2028年(平成40年)」とします。

■ 明和町立地適正化計画と他計画の関係性



■ 立地適正化に関する基本的な方針 (計画書：第3章)

第6次明和町総合計画で定められた「まちの将来像」に基づき、その実現に向けたまちづくりの目標と方針を定めました。

【まちの将来像】

キラリとひかる だれもが安全安心に暮らせるまち 明和町

将来像の実現に向けたまちづくりの目標と方針

目標1 まちの暮らしやすさを高める

方針 ① 暮らしやすさを高める都市機能の充実

- 生活利便性を向上させ、安心感を確保するために必要な都市機能(主に商業・医療機能)を充実させることにより、まちの暮らしやすさを高め、定住・移住人口を確保
- ② 都市機能の魅力と利便性の向上
 - 公共施設の集約・統合によるまちの負担軽減に併せて、必要な都市機能を複合化(例:医療+子育て施設、子育て+福祉施設など)させることにより、施設の魅力や利用者の利便性を向上

目標2 まちのつながりを高める

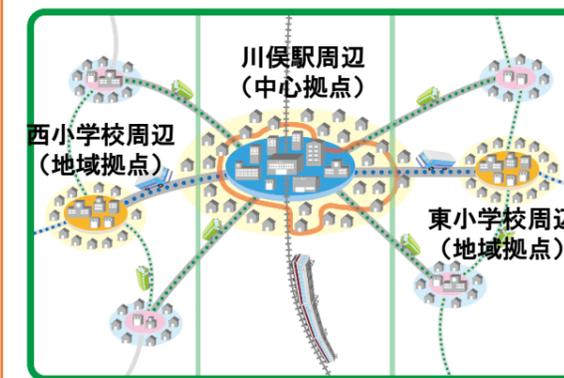
方針 ① 地域を結ぶ交通ネットワークの形成

- 今後の超高齢社会を見据え、誰もが移動可能な暮らしを確保するために、地域を結ぶ交通ネットワーク(道路及び公共交通)を確保・維持
- ② 地域内外をつなぐ交流拠点の形成
 - 川俣駅周辺において、駅利用者や地域住民の利便性を高める都市機能を誘導するとともに、交通関連施設や乗り継ぎなどの交通結節機能の充実を図り、交流拠点としての魅力を向上

<めざすべき将来都市構造>

本町の都市構造は、川俣駅や役場などの町の都市機能が集積した川俣駅周辺と、小学校を中心として拠点が形成された東小学校周辺・西小学校周辺の3拠点から成ります。

めざすべき将来都市構造のイメージ及び各拠点に求められる役割を整理すると、以下のようになります。



めざすべき将来都市構造のイメージ

川俣駅周辺 (中心拠点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅利用者や地域住民の日常生活を支える拠点としての機能の充実が必要 ● 既存施設の有効活用・機能強化を基本としながら、機能の集約・複合化による利便性の向上が必要
東小学校周辺 (地域拠点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 町東部の日常生活を支える拠点としての機能の充実が必要 ● 日常的な医療機能や公共交通の利便性確保が必要
西小学校周辺 (地域拠点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 町西部の日常生活を支える拠点としての機能の充実が必要 ● 日常的な医療機能や公共交通の利便性確保が必要

■ 誘導区域及び誘導施設について（計画書：第4章）

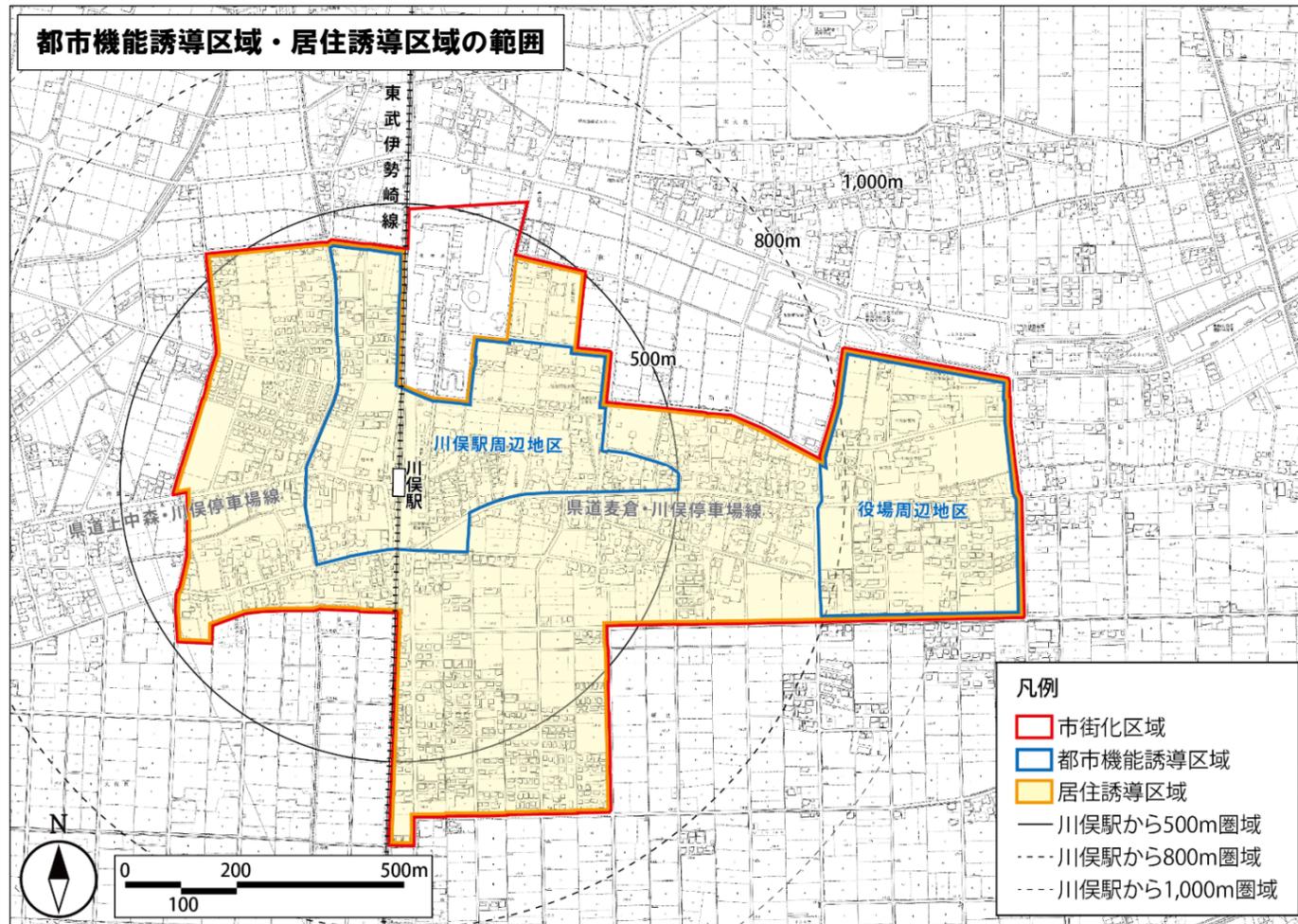
<都市機能誘導区域及び誘導施設>

都市機能誘導区域は、川俣駅周辺地区・役場周辺地区の2地区とし、それぞれ以下の誘導施設を位置づけます。

川俣駅周辺地区	保健センター、地域活動支援センター、子育て支援施設、スーパー、医療施設、銀行、郵便局、地域交流施設
役場周辺地区	高齢者スペース、子育て支援施設、スーパー、医療施設、地域交流施設

<居住誘導区域>

川俣駅周辺やバス路線沿線など、公共交通の利便性が高く、日常生活に必要な都市施設が集積する地域を位置づけます。



<届出制度について>

居住誘導区域外や都市機能誘導区域外において、以下の開発行為や建築等行為を行う場合には、町への届出が必要です。

- **居住誘導区域外において届出が必要な行為**
 - ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 - ・ 1戸又は2戸以上の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
 - ・ 3戸以上の住宅新築
 - ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
- **都市機能誘導区域外において届出が必要な行為**
 - ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
 - ・ 以下に該当するもの
 - ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 - ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
 - ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

※詳しい内容は、「明和町立地適正化計画 届出の手引き」を参照

■ 誘導施策について（計画書：第5章）

まちづくりの目標である、「まちの暮らしやすさを高める」「まちのつながりを高める」の実現に向けて、具体的な施策を定め、実施していきます。

「まちの暮らしやすさを高める」ための主な施策

- 都市機能の充実**
 - 民間事業者支援・誘致の強化（都市機能の整備を実施する民間事業者の支援）
 - 交流空間の創出（未利用地の活用による子どもの遊び場などの整備）
 - 医療機能の強化（需要が見込まれる医療施設の検討 など）
 - 良好な居住環境の創出（新規住宅建設に対する補助金交付の検討 など）
 - 安全・安心の確保（避難所や避難施設、災害時の活動拠点整備の検討 など）
- 利便性の向上**
 - 複合化による都市機能の強化（川俣駅周辺地区における複合施設の整備の検討）
 - 医療・福祉サービスの充実（母子保健包括支援センターの設置の検討 など）

「まちのつながりを高める」ための施策

- 交通ネットワークの形成**
 - 交通ネットワークの強化（町内循環バスの運行路線や運行方法の見直し など）
 - 歩行空間の整備（川俣駅南側の踏切交差点の改善 など）
- 交流拠点の形成**
 - 交通結節点である川俣駅周辺において、機能強化を図るための取組みを推進
 - 地域交流施設の立地可能性調査の実施 など

■ 計画の実現に向けて（計画書：第6章）

<計画の見直し>

まちづくりを進めるにあたって、社会・経済情勢の変化や関連計画の改定など、状況の変化に応じて計画の見直しを行うことが必要です。

このため、概ね5年ごとに、施策の実施状況などについて調査、分析及び評価を行い、目標の達成状況などの検証結果をふまえ、施策の充実・強化など計画の見直しを行います。

<計画の成果目標>

計画の進捗状況については、「評価指標」を定めるとともに、施策の取組みや効果発現状況を確認するための「管理指標」を定め、適切かつ定量的に評価を行います。

指標内容		現状値	目標値
評価指標1	商業施設(店舗面積1,000㎡以上)の出店数	1施設	2施設
[管理指標]	居住誘導区域内における商業施設(店舗面積1,000㎡以上)の面積カバー率	62%	100%
評価指標2	医療施設の立地数	3施設	5施設
[管理指標]	都市機能誘導区域内における町内に立地していない診療科の増加数	—	2施設
評価指標3	居住誘導区域内の人口密度	33人/ha	33人/ha
[管理指標]	居住誘導区域内人口の総人口に占める割合	26%	28%

【お問い合わせ先】明和町 都市建設課 企業立地推進室 都市開発係

〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里250-1 TEL：0276-84-3111/FAX：0276-84-3114
E-mail：toshikei@town.meiwa.gunma.jp

